

岩手県地域防災計画（火山災害対策編）
新旧対照表
（案）

目 次

第1章 総則

第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱	1
第7節 県土の概況	2

第2章 災害予防計画

第1節 火山防災協議会活動計画	5
第2節 防災知識普及計画	6
第4節 防災訓練計画	7
第5節 気象業務整備計画	10
第5節の2 通信確保計画	20
第6節 避難対策計画	21

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画	23
第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画	25
第7節 広報公聴計画	28
第18節 避難・救出計画	29
第25節 廃棄物処理・障害物除去計画	30
第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	31

頁	現 計 画	修 正 案																																
3-1-4	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="248 439 842 848"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="248 938 842 1393"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]	[略]	[略]	<p>第6節 防災関係機関の責務及び業務の大綱</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>1 [略]</p> <p>2 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="868 439 1445 848"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>4 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="868 938 1445 1393"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) (株)楽天モバイル</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]	[略]	[略]	機関名	業務の大綱	[略]	[略]	東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) (株)楽天モバイル	[略]	[略]	[略]
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕 〔釜石港湾事務所〕 〔北上川ダム統合管理事務所〕	[略]																																	
[略]	[略]																																	
機関名	業務の大綱																																	
[略]	[略]																																	
東日本電信電話(株)岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) (株)楽天モバイル	[略]																																	
[略]	[略]																																	
修正理由	<p>○ 県防災会議条例の改正による修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>																																	

頁	現 計 画	修 正 案
3-1-9	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1)、(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 火山</p> <p>ア 県内の活火山</p> <p>○ 火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を新たな活火山の定義とした。</p> <p>[略]</p> <p>○ [略]</p> <p>イ 各火山の状況</p> <p>① [略]</p> <p>② 岩手山</p> <p>玄武岩・安山岩の西岩手・東岩手の2成層火山が結合した火山である。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷（現在も噴気活動活発）での小爆発1回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18世紀）。</p> <p>平成7年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。</p> <p>岩手山の活動状況の詳細については、資料編1-6-5（地震回数の推移は資料編1-6-6）のとおり。また、岩手山の噴火の歴史については、資料編1-6-7のとおり。</p> <p>③ 秋田駒ヶ岳</p> <p>玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形</p>	<p style="text-align: center;">第7節 県土の概況</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 地勢、地質</p> <p>(1)、(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 火山</p> <p>ア 県内の活火山</p> <p>○ 火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動が認められる火山」を新たな活火山の定義とした。</p> <p>[略]</p> <p>○ [略]</p> <p>イ 各火山の状況</p> <p>① [略]</p> <p>② 岩手山</p> <p>玄武岩・安山岩の西岩手・東岩手の2成層火山から成る火山である。東岩手山の方が新しく、薬師火口内にある中央火口丘・妙高岳では、数箇所弱い噴気が認められる。有史後の噴火は、西岩手山大地獄谷（現在も噴気活動活発）での小爆発1回のほかは、全て東岩手山である。爆発型噴火が特徴であるが溶岩を流出したこともある（17・18世紀）。</p> <p>平成7年に初めて火山性微動が観測されて以降、平成10年2月から地震活動が活発化し、6月には盛岡地方気象台から今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火のおそれもあるとの臨時火山情報が出された。その後、地震回数は減少したものの、通常の状態に比べ高いレベルにあり、低周波地震・単色地震の発生、黒倉山・大地獄谷の活発な噴気現象などから予断を許さない状況が続いた。</p> <p>岩手山の活動状況の詳細については、資料編1-6-5（地震回数の推移は資料編1-6-6）のとおり。また、岩手山の噴火の歴史については、資料編1-6-7のとおり。</p> <p>③ 秋田駒ヶ岳</p> <p>玄武岩・安山岩の二重式成層火山。山頂部北東側の北部カルデラと南西側の南部カルデラが相接しており、カルデラ形</p>

成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。20世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫黄の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気爆発しか知られていなかったが、昭和45～46年の噴火では、ストロンボリ式噴火を反復し、同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出した。

④ 栗駒山

安山岩の二重式火山。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘である。有史後の活動は、昭和19年の小規模な水蒸気噴火に伴う泥土噴出など。現在では、火山活動は平穏な状態である。

ウ 予測される火山災害

- 岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。
(資料編 1-6-8 岩手山火山防災マップ(平成 10 年作成)による)

- ① [略]
- ② 火山噴火の現象

区分	西岩手	東岩手
[略]	[略]	[略]
火山泥流	○	○
[略]	[略]	[略]

- 秋田駒ヶ岳の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。
(資料編 1-6-9 秋田駒ヶ岳火山防災マップ(平成 15 年作成)による)

- ① [略]
- ② 火山噴火の現象

区分	北部カルデラ	南部カルデラ
[略]	[略]	[略]
火山泥流	○	○
[略]	[略]	[略]

- 栗駒山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。
(資料編 1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ(平成 30 年作成)による)

- ① [略]
- ② 火山噴火の現象

態様	水蒸気噴火	マグマ噴火
噴火砕物(火	○	○

成期の火砕流・降下火砕物が山麓や火山東方に分布する。20世紀初頭までは北部カルデラ内の硫黄沈殿物から硫黄の上昇が認められていた。有史以後は、南部カルデラで水蒸気噴火しか知られていなかったが、昭和45～46年の噴火では、ストロンボリ式噴火を反復し、同カルデラ内の女岳から溶岩流を流出した。

④ 栗駒山

安山岩の二重式火山。外輪山は成層火山で、南側だけが残存し、中央火口丘の剣岳は平坦な溶岩円頂丘である。有史後の活動は、昭和19年の小規模な水蒸気噴火に伴う泥土噴出など。周辺では地震活動が活発である。

ウ 予測される火山災害

- 岩手山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。
(資料編 1-6-8 岩手山火山防災マップ(平成 31 年作成)による)

- ① [略]
- ② 火山噴火時に発生する現象

区分	西岩手	東岩手
[略]	[略]	[略]
融雪型火山泥流	○	○
[略]	[略]	[略]

- 秋田駒ヶ岳の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。
(資料編 1-6-9 秋田駒ヶ岳火山防災マップ(平成 25 年作成)による)

- ① [略]
- ② 火山噴火時に発生する現象

区分	北部カルデラ	南部カルデラ
[略]	[略]	[略]
融雪型火山泥流	○	○
[略]	[略]	[略]

- 栗駒山の火山活動に伴い予想される噴火規模・現象は次のとおりである。
(資料編 1-6-10 栗駒山火山ハザードマップ(令和 3 年作成)による)

- ① [略]
- ② 火山噴火の現象

態様	水蒸気噴火	マグマ噴火
降下火砕物	○	○

山灰)		
[略]	[略]	[略]
火山泥流	○	○
[略]	[略]	[略]

(注1) 火砕流とは、火山灰・れき・岩塊などが火山ガス、空気とともに流動状態になって斜面を流下する現象である。

(注2) 火砕サージとは、火砕流の中で主として高温の火山ガスと細かい火山灰との混合体からなり、爆風のような運動をするものである。

(注3) [略]

(注4) 火山泥流とは、高温の火山噴出物とその熱により大量の雪や氷が溶けた水とでできる泥流である。

(火山灰)		
[略]	[略]	[略]
融雪型火山泥流	○	○
[略]	[略]	[略]

(注1) 火砕流とは、噴火により放出された破片状の固体物質と火山ガス等が混合状態で、地表に沿って流れる現象のこと。火砕流の速度は時速百 km 以上、温度は数百℃に達することもあり、破壊力が大きく、重要な災害要因となりえる。

(注2) 火砕サージとは、火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く、高速で流れ、尾根を乗り越えて流れることがある。

(注3) [略]

(注4) 融雪型火山泥流とは、高温の火山噴出物とその熱により大量の雪や氷が溶けた水とでできる泥流である。

修正理由	○ 表記の適正化
------	----------

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 火山防災協議会の組織</p> <p>○ 警戒地域に指定された県及び次の市町村は、共同して次の火山防災協議会を設置する。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 栗駒山火山防災協議会 一関市</p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 関係市町村</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示（緊急）等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 火山防災協議会活動計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 火山防災協議会の組織</p> <p>○ 警戒地域に指定された県及び次の市町村は、共同して次の火山防災協議会を設置する。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 栗駒山火山防災協議会 一関市</p> <p><u>エ 十和田火山防災協議会</u> <u>二戸市、八幡平市</u></p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 警戒地域の指定に基づき地域防災計画に定める事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 関係市町村</p> <p>○ 警戒地域の指定のあった市町村は、火山防災協議会の意見を踏まえ、市町村地域防災計画において、警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集及び伝達に関する事項、火山に関する予報・警報・情報の発表及び伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制及び避難指示等、避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。</p>
修正理由	<p>○ 現状に合わせた修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-3	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 災害時における心得</p> <p>① 市町村長から避難指示が発せられた場合には、速やかに避難する。</p> <p>②、③、④ [略]</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）</p> <p>①、② [略]</p> <p>③ 溶岩流</p> <p>溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる<u>ことが可能である</u>。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ 土石流</p> <p>土石流は雨により発生し、<u>高速（時速50km程度）</u>で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。</p> <p>万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。</p> <p>⑥ 融雪型火山泥流</p> <p>融雪型火山泥流は<u>高速（時速60kmを超えることもある）</u>で流れるため、速やかな避難が必要である。</p> <p>噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 防災知識普及計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 火山災害の特性、平常時における心得、災害時における心得、避難方法については、次の事項を基本として普及を図る。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 災害時における心得</p> <p>① 市町村長から避難指示等が発せられた場合には、速やかに避難する。</p> <p>②、③、④ [略]</p> <p>エ 避難方法（噴火時、又は噴火の危険性が高い場合）</p> <p>①、② [略]</p> <p>③ 溶岩流</p> <p>溶岩流は一般に速度が遅く、徒歩でも逃げる<u>ことが可能な場合が多い</u>。落ち着いて、到達範囲の外に避難する。</p> <p>④ [略]</p> <p>⑤ 土石流</p> <p>土石流は雨により発生し、<u>高速（流速は時速数十kmに達することもある）</u>で流れるため、噴火後台風の接近など、あらかじめ大雨が想定される場合には、土石流の到達範囲から避難する。</p> <p>万が一、避難が遅れた場合には、沢から離れた少しでも高いところに避難する。</p> <p>⑥ 融雪型火山泥流</p> <p>融雪型火山泥流は<u>高速（流速は時速数十kmに達することもある）</u>で流れるため、速やかな避難が必要である。</p> <p>噴火の危険性が高い状況になった場合は、火山情報などに十分注意し、できるだけ早く到達範囲の外に避難する。万が一、避難が遅れた場合には、少しでも高いところに逃げる。</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-7	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的 に実施する。</p> <p>県は、毎年、9月1日に県内の各市と共催により中心とする防災週間中に、県内の各市と共催により、総合防災訓練を実施する。</p> <p>[総合防災訓練年次別実施状況 資料編2-3-1]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>ア 通信情報連絡訓練</u></p> <p><u>イ 職員非常招集訓練</u></p> <p><u>ウ 自衛隊災害派遣要請訓練</u></p> <p><u>エ 避難訓練</u></p> <p><u>オ 消防訓練</u></p> <p><u>カ 避難指示訓練</u></p> <p><u>キ 上空・地上偵察訓練</u></p> <p><u>ク 救出救助訓練</u></p> <p><u>ケ 水防訓練</u></p> <p><u>コ 医療救護訓練</u></p> <p><u>サ 交通規制訓練</u></p> <p><u>シ 施設復旧訓練</u></p> </div> <p>2 [略]</p> <p>3 各訓練項目において留意すべき事項</p> <p>県及び市町村は、災害に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。</p> <p><u>ア 通信情報連絡訓練</u></p> <p><u>災害により通常の通信手段が途絶した場合を想定し、非常無線等その他の手段を用いた通信訓練を実施すること。</u></p> <p><u>イ 職員非常招集訓練</u></p>	<p style="text-align: center;">第4節 防災訓練計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施要領</p> <p>1 実施方法</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 訓練は、毎年1回以上、防災の日を中心とする防災週間中など、地域の実情に応じた適宜の時期に実施日及び実施会場を設定し、定期的 に実施する。</p> <p>県は、毎年、9月1日「<u>防災の日</u>」を含む1週間（<u>防災週間</u>）を原則とし、11月5日「<u>津波防災の日</u>」や冬季等市町村の要望や想定上の特性を踏まえた時期に県内の各市町村と共催により総合防災訓練を実施する。</p> <p>[総合防災訓練年次別実施状況 資料編2-3-1]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ <u>火山噴火の想定に基づき実施する主な個別訓練項目は、次のとおりである。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>ア 災害対策本部設置・運営訓練</u></p> <p><u>イ 避難訓練</u></p> <p><u>ウ 避難所開設・運営訓練</u></p> <p><u>エ 上空・地上偵察訓練</u></p> <p><u>オ 救出・救助訓練</u></p> <p><u>カ 医療救護訓練</u></p> <p><u>キ 消防訓練</u></p> <p><u>ク 水防訓練</u></p> <p><u>ケ 要配慮者を対象とした訓練</u></p> <p><u>コ 遺体対応訓練</u></p> <p><u>サ 多言語対応訓練</u></p> <p><u>シ 施設復旧訓練</u></p> <p><u>ス 交通規制訓練</u></p> </div> <p>2 [略]</p> <p>3 各訓練項目において留意すべき事項</p> <p>県及び市町村は、<u>火山災害に関する訓練の実施に当たっては、次の事項に留意して実施する。</u></p> <p><u>ア 災害対策本部設置・運営訓練</u></p> <p><u>災害対策本部設置と並行しての情報収集・処理、対策、広報等の初動対応を重視する。この際、火山災害に適切に対応するため、火山活動の検討会や火山防災協議会からの助言を考慮した訓練を実施する。</u></p> <p><u>イ 避難訓練</u></p>

火山災害を想定し、非常招集訓練等を実施すること。

ウ 避難指示訓練

災害により各現象が発生のおそれがあると認められる場合や発生した場合を想定し、地域住民等に対する高齢者等避難、避難指示（以下本編中「避難指示等」という。）の訓練を実施すること。

エ 上空・地上偵察訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、ヘリコプターによる上空偵察訓練や車両等による地上からの偵察訓練を実施すること。

オ 避難訓練

災害により各現象が発生した場合を想定し、住民の避難訓練を実施すること。

カ 救出・救助訓練

災害により家屋が倒壊した場合を想定し、負傷者の救出・救助訓練を実施すること。

キ 医療救護訓練

災害により多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施すること。

ク 施設復旧訓練

災害によりライフライン機能が途絶した場合を想定し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。

各種広報手段を使用した住民への避難情報の伝達、住民の互助による避難、避難誘導実施者自身の安全を確保した避難誘導訓練を実施する。この際、登山者への避難の周知や下山の確認のための航空機運用に留意する。

ウ 避難所開設・運営訓練

行政と町内会、自主防災組織、NPO等が連携した訓練を実施する。この際、外国人、観光客や企業従業員等地域住民以外の人々の受入、感染症等対策に留意する。

エ 上空・地上偵察訓練

噴火状況や噴火に伴う被害の状況把握、登山者や要避難地域住民等の避難状況の確認のための関係機関の偵察行動連携の連携、情報の共有に係る訓練を実施する。

オ 救出・救助訓練

消防、警察、自衛隊等の多数機関が共同して多数傷病者が発生した場合に対応する訓練を実施する。この際、現地調整所の設置・運営に留意する。

カ 医療救護訓練

多数の傷病者が発生した場合を想定し、医療救護所の開設や傷病者のトリアージ及び応急手当等の医療活動訓練を実施する。

キ 要配慮者を対象とした訓練

個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難、避難区補計画に基づく要配慮者利用施設の避難に係る訓練を実施する。この際、避難支援者の活動における安全確保に留意する。

ク 遺体対応訓練

最悪の場合を想定し、被災現場からの遺体の搬送、関係機関の連携による検視身元確認、御家族への説明、相談受け等の訓練を実施する。この際、外国人の被災を想定した多言語対応訓練と連携する。

ケ 多言語対応訓練

社会のグローバル化を考慮し、外国人の住民、観光客、従業員等の避難、避難所での対応、保健・医療ケアの提供等に係る訓練を実施する。

コ 施設復旧訓練

ライフライン機能が途絶した場合を想定

		<p><u>し、これらの施設の応急復旧訓練を実施すること。</u></p> <p><u>サ 交通規制訓練</u></p> <p><u>緊急輸送を確保するための関係機関の連携、規制の周知等に係る訓練を実施する。</u></p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																																																								
3-2-9	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="256 707 839 1796"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海底地震・津波システム</td> <td>地震計 3</td> <td>1</td> <td>東京大学地震研究所、東北大学大学院附属地震・噴火予知研究観測センター</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計</td> <td>59</td> <td>岩手県（箇所数のうち、9は科学技術庁から、10は気象庁からの分岐）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手山望遠観測施設</td> <td>カメラ 17</td> <td>14</td> <td>国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土石流監視システム</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">（振動センサーを含む） 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所</td> </tr> <tr> <td>雨量計</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>積雪計</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 仙台管区气象台は、気象状態の現況を把握し、地方公共団体の大気汚染防止活動に協力する。</p>	施設等名		箇所数	設置機関	海底地震・津波システム	地震計 3	1	東京大学地震研究所、東北大学大学院附属地震・噴火予知研究観測センター	[略]	[略]	[略]	[略]	震度情報ネットワークシステム	計測震度計	59	岩手県（箇所数のうち、9は科学技術庁から、10は気象庁からの分岐）	[略]	[略]	[略]	[略]	岩手山望遠観測施設	カメラ 17	14	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	土石流監視システム	[略]	[略]	（振動センサーを含む） 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所	雨量計	10	積雪計	6	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第5節 気象業務整備計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 気象業務の実施体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 情報処理・通信システムの整備・充実</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5) [略]</p> <p>(6) 火山観測施設</p> <p>[略]</p> <p>(気象庁以外の機関が設置している主な観測施設)</p> <table border="1" data-bbox="865 707 1447 1796"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設等名</th> <th>箇所数</th> <th>設置機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海底地震・津波システム</td> <td>地震計 3</td> <td>3</td> <td>東京大学地震研究所</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>震度情報ネットワークシステム</td> <td>計測震度計</td> <td>59</td> <td>岩手県（箇所数のうち、9は科学技術庁から、9は気象庁からの分岐）</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手山望遠観測施設</td> <td>カメラ 17</td> <td>17</td> <td>国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土石流監視システム</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">（振動センサーを含む） 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所</td> </tr> <tr> <td>雨量計</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>積雪計</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p>	施設等名		箇所数	設置機関	海底地震・津波システム	地震計 3	3	東京大学地震研究所	[略]	[略]	[略]	[略]	震度情報ネットワークシステム	計測震度計	59	岩手県（箇所数のうち、9は科学技術庁から、9は気象庁からの分岐）	[略]	[略]	[略]	[略]	岩手山望遠観測施設	カメラ 17	17	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所	土石流監視システム	[略]	[略]	（振動センサーを含む） 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所	雨量計	12	積雪計	8	[略]	[略]	[略]	[略]
施設等名		箇所数	設置機関																																																																							
海底地震・津波システム	地震計 3	1	東京大学地震研究所、東北大学大学院附属地震・噴火予知研究観測センター																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	59	岩手県（箇所数のうち、9は科学技術庁から、10は気象庁からの分岐）																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
岩手山望遠観測施設	カメラ 17	14	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所																																																																							
土石流監視システム	[略]	[略]	（振動センサーを含む） 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所																																																																							
	雨量計	10																																																																								
	積雪計	6																																																																								
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
施設等名		箇所数	設置機関																																																																							
海底地震・津波システム	地震計 3	3	東京大学地震研究所																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
震度情報ネットワークシステム	計測震度計	59	岩手県（箇所数のうち、9は科学技術庁から、9は気象庁からの分岐）																																																																							
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							
岩手山望遠観測施設	カメラ 17	17	国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所																																																																							
土石流監視システム	[略]	[略]	（振動センサーを含む） 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所																																																																							
	雨量計	12																																																																								
	積雪計	8																																																																								
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																							

第3 情報収集、伝達体制の整備

- 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通信施設	伝達先
部外無線施設	岩手県防災行政情報通信ネットワーク（岩手県）
防災情報提供システム (インターネット専用回線)	岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(報道部)、 <u>岩手めんこいテレビ(報道部)</u> 、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(第9特科連隊第2科)
専用電話	岩手県(防災課)

- [略]
- 岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、仙台管区気象台は「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警戒・予報を発表する。
- ① 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
噴火警報(居住地域)又は噴火	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒

第3 情報収集、伝達体制の整備

- 気象庁は、防災関係機関が行う防災活動の迅速な立ち上がりに資するよう、情報の伝達体制を整備するとともに、防災気象情報を適時・的確に発表し、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努める。

通信施設	伝達先
部外無線施設	岩手県防災行政情報通信ネットワーク（岩手県）
<u>気象情報伝送処理システム(専用回線)</u>	岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)
防災情報提供システム (インターネット)	岩手県(防災課)、釜石海上保安部(警備救難課)、岩手河川国道事務所(調査第一課)、岩手県警察本部(警備課・通信指令課)、NHK盛岡放送局(放送部)、IBC岩手放送(報道部)、テレビ岩手(報道部)、岩手朝日テレビ(報道制作部)、エフエム岩手(放送部)、岩手日報社(報道部)、東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社(輸送課)、陸上自衛隊岩手駐屯地(第9特科連隊第2科)
専用電話	岩手県(防災課)

- [略]
- 岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の各火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、仙台管区気象台は「警戒が必要な範囲」と関係機関・住民等が「とるべき防災対応」を5段階に区分した噴火警戒レベルを付して、噴火警報・噴火予報を発表する。
- ① 火山に関する予報・警報・情報の種類と内容

種類	内容
噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達)

<p>警報</p> <p>噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報</p>	<p>が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報（居住地域）又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報として発表。</p> <p>・噴火警報（居住地域）又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</p>		<p>し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。</p>
<p>噴火予報</p>	<p>予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</p>	<p>噴火予報</p>	<p>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。</p>
<p>噴火速報</p>	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。</p> <p>なお、<u>以下のような場合には発表しない。</u></p> <p>・<u>普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。</u></p> <p>・<u>噴火が発生した事実を確認できない場合。</u></p>	<p>噴火速報</p>	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。</p> <p>なお、<u>速報は以下のような場合に発表する。</u></p> <p>・<u>噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</u></p> <p>・<u>噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）</u></p> <p>・<u>このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</u></p> <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用し</p>

			ているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
火山の状況に関する解説情報	<p><u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。</u></p> <p><u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u></p>	火山の状況に関する解説情報	<p><u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p>
降灰予報	<p>○降灰予報（定時） [略]</p>	降灰予報	<p>気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。</p> <p>○降灰予報（定時） [略]</p>
火山ガス予報	<p>居住地に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、<u>気象庁及び仙台管区気象台</u>が発表する。</p>	火山ガス予報	<p>居住地に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、<u>仙台管区気象台</u>が発表する。</p>
火山現象に関する情報等	<p>○火山活動解説資料 <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、臨時及び定期的に毎月又は必要に応じて臨時に発表。</u></p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p>	火山現象に関する情報等	<p>○火山活動解説資料 <u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するために、臨時及び定期的に発表。</u></p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p>

○噴火に関する火山観測報
主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。

○噴火に関する火山観測報
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに周知するために発表する。

② [略]

② [略]

③ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の
噴火警報・噴火予報

③ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の
噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する <u>可能性が高まってきている</u> と予想される場合
[略]	[略]	[略]	[略]

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると <u>予想される場合</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版）

平成30年3月 岩手山火山防災協議会

④ 岩手山の噴火警戒レベル（概要版）

平成31年3月 岩手山火山防災協議会

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	[略]	[略]	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難の準備等が必要。 住民は通常的生活。	[略]

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	[略]	[略]	[略]	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて <u>高齢者等の要</u> 配慮者及び「特別に被害が予想される区域(施設)」の避難の準備等が必要。 住民は通常的生活。	[略]

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

⑤ 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）
平成21年3月 秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル検討委員会

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
火口周辺警報（警報）	[略]	[略]	[略]	住民は通常的生活。火口域周辺への立入規制等。	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-6]

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル毎の防災対応 資料編2-4-7]

[秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル毎の判定基準 資料編2-4-8]

⑥ 栗駒山の噴火警戒レベル（概要版）平成31年3月 栗駒山火山防災協議会

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民などの行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
警報	[略]	[略]	[略]	[略]	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて要配慮者の避難準備等が必要。特定地域	火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。火口から居住地域近くまで

				生活。	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

⑤ 秋田駒ヶ岳の噴火警戒レベル（概要版）平成21年10月 秋田駒ヶ岳火山防災協議会

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
火口周辺警報（警報）	[略]	[略]	[略]	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベルにおける火山活動の状況と影響範囲 資料編2-4-6]

[秋田駒ヶ岳噴火の警戒レベル判定基準 資料編2-4-7]

[秋田駒ヶ岳噴火警戒レベル防災対応 資料編2-4-8]

⑥ 栗駒山の噴火警戒レベル（概要版）令和元年5月 栗駒山火山防災協議会

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民などの行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
警報	[略]	[略]	[略]	[略]	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて高年齢者等の要配慮者の避難準備等が必要。	火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。火口から居住地域近くまで

					の避難等 が必要。 住民は通 常の生 活。	火砕流・ 火砕サー ジ・融雪 型火山泥 流が到 達、また はその可 能性。 【過去事 例】 有史以降 事例なし					要。特定 地域の避 難等が必 要。 住民は通 常の生 活。	火砕流・ 火砕サー ジ・融雪 型火山泥 流が到 達、また はその可 能性。 【過去事 例】 有史以降 事例なし
--	--	--	--	--	-----------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	-------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

⑦ 十和田の噴火警戒レベル（概要版）令和4年
3月 十和田火山防災協議会

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民などの行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地）又は噴火警報	居住地及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	【5-3】 火砕流・火砕サージが火口から概ね30kmの範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。積雪期には融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達、あるいは切迫。

							<p>【 5 - 2】</p> <p>火砕流・火砕サージが火口から概ね20km（最大23km）の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。</p>
							<p>【 5 - 1】</p> <p>大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。</p>
						<p>4（高齢者等避難）</p> <p>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっていく）。</p>	<p>警戒が必要な居住地域での高齢者等の配慮者の避難及び住民の避難の準備等が必要。想定火口範囲内の居住地域での避難等が必要。</p> <p>【 4 - 2】</p> <p>火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が火口から概ね4 kmの範囲を超えた居住地域に到達する噴火の可能性。</p>

						【 4 - 1】 大きな噴石が火口から4 km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで （この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等が必要。特定地域の避難等が必要。 住民は通常の生活。	【レベル2、3の発表について】 火山活動が高まっていく段階では使用せず、火山活動が沈静化し、レベル4、5から下がる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合があります。
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす （この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	

					火が発 生、あ るいは 発生す ると予 想され る。		
	予報	噴火予 報	火口内 等	1. (活 火山で あるこ とに留 意)	火山活 動に高 まりが みられ る。今 後の活 動の推 移によ っては レベル を引き 上げる 可能性 があ る。	状況に応 じて、想 定火口範 囲内の居 住地域で の高齢者 等の要配 慮者の避 難等が必 要。	浅部を震 源とする 火山性地 震の増 加、火山 性微動の 発生、浅 部の膨張 を示す地 殻変動 等。
					火山活 動は静 穏。	住民は通 常の生 活。	火山活動 は静穏。
	<p>※火山活動に高まりがみられ、今後の活動の推移 によってはレベルを引き上げる可能性がある、 または判断に迷う場合には火山の状況に関する 解説情報（臨時）を発表する。</p> <p>※想定火口範囲内の居住地域は、他の居住地域よ り早期に避難等の対応が必要。</p> <p>※火口とは、火山ハザードマップの想定する噴火 場所のことをいう。</p> <p>※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。</p> <p>[十和田の噴火警戒レベル判定基準 資料編 2-4-11]</p>						
修正 理由	○ 表記の適正化						

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-21	<p style="text-align: center;">第5節の2 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 その他の通信施設の整備</p> <p>○ 防災関係機関は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第5節の2 通信確保計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 通信施設・設備の整備等</p> <p>1、2、3 [略]</p> <p>4 その他の通信施設の整備</p> <p>○ 防災関係機関は、火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達、災害情報収集等のため、防災関係機関の内部及び相互間の通信施設・設備の整備を図るとともに、その運用、輸送体制等の整備に努める。</p>
修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案
3-2-23	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、火山災害から住民、登山者及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。</p> <p>なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・避難行動要支援者等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベル及び噴火警報の発表基準に適合した内容を盛り込むこと。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>第2、第3、第4、第5、第6、第7 [略]</p> <p>第8 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 次の場合は、直ちに避難所に避難する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>噴火警戒レベル4又は居住地域を対象とする噴火警報（居住地域）又は噴火警報が発表されたとき</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2 登山者等の予防措置</p> <p>○ 登山者等は、上記1に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意し、登山等を行う。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに下山する。</p> <p>① [略]</p> <p>② 噴火警報（居住地域）<u>若しくは噴火警報又は噴火警報（火口周辺）若しくは火口周辺警報が発表されたとき</u></p>	<p style="text-align: center;">第6節 避難対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 市町村は、火山災害から住民、登山者及び観光客等の生命、財産を守るため、避難計画を作成し、避難場所、避難道路等の整備を進めるとともに、住民及び観光客等への周知徹底を図る。</p> <p>なお、避難計画の作成の際には、異常データ観測・活動活発期における注意喚起、自主避難・避難行動要支援者等の事前避難に対応する内容や、気象庁が発表する噴火警戒レベルに適合した内容を盛り込むこと。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>第2、第3、第4、第5、第6、第7 [略]</p> <p>第8 火山災害に対する住民等の予防措置</p> <p>1 住民の予防措置</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>○ 次の場合は、直ちに避難所に避難する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>噴火警報（居住地域）又は噴火警報（噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル5、4）が発表されたとき</u></p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>2 登山者等の予防措置</p> <p>○ 登山者等は、上記1に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意し、登山等を行う。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 次の場合は、周囲に声をかけながら、直ちに下山する。</p> <p>① [略]</p> <p>② 噴火警報（居住地域）<u>又は噴火警報（噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル5、4）若しくは噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（噴火警戒レベルが運用されている火山においては噴火警戒レベル3、2）が発表されたとき</u></p>

修正理由	○ 表記の適正化	

頁	現 計 画	修 正 案																																																		
3-3-3	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県、市町村その他の消防関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>1 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)、(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="256 1111 839 1704"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>広域振興局 土木部等</td> <td>港湾施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>下水環境課</td> <td>広域振興局 土木部等 流域下水道事務所</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	[略]	[略]	港湾課	広域振興局 土木部等	港湾施設被害情報の収集	[略]	[略]	[略]	下水環境課	広域振興局 土木部等 流域下水道事務所	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第1節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 県、市町村その他の消防関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、<u>それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、</u>災害応急対応が困難になる事象をいう。）の発生可能性も認識し、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制及び動員体制について、計画を定める。</p> <p>第2 県の活動体制</p> <p>[略]</p> <p>1 災害特別警戒本部</p> <p>○ [略]</p> <p>(1)、(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 関係各課の防災活動</p> <p>○ 災害警戒本部の設置と並行して、関係各課においては、次の防災活動を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="868 1111 1450 1704"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾空 港課</td> <td>広域振興局 土木部等</td> <td>港湾施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>下水環境課</td> <td>広域振興局 土木部等 北上川上流 流域下水道事務所</td> <td>下水道施設被害情報の収集</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) [略]</p> <p>2 災害対策本部</p> <p>○ [略]</p> <p>○ [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 組織</p> <p>○ 災害対策本部の組織は、次のとおりである。</p>	部	課等	出先機関	担当内容	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	[略]	[略]	港湾空 港課	広域振興局 土木部等	港湾施設被害情報の収集	[略]	[略]	[略]	下水環境課	広域振興局 土木部等 北上川上流 流域下水道事務所	下水道施設被害情報の収集	[略]	[略]	[略]	[略]
部	課等	出先機関	担当内容																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
県土整備部	[略]	[略]	[略]																																																	
	港湾課	広域振興局 土木部等	港湾施設被害情報の収集																																																	
	[略]	[略]	[略]																																																	
下水環境課	広域振興局 土木部等 流域下水道事務所	[略]																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
部	課等	出先機関	担当内容																																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	
県土整備部	[略]	[略]	[略]																																																	
	港湾空 港課	広域振興局 土木部等	港湾施設被害情報の収集																																																	
	[略]	[略]	[略]																																																	
下水環境課	広域振興局 土木部等 北上川上流 流域下水道事務所	下水道施設被害情報の収集																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																	

<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に係る修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>	

頁	現 計 画	修 正 案																								
3-3-14	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。 (気象業務法に基づくもの)</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="268 667 839 2101"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域)又は噴火警報</td> <td>噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>火山現象に関する解説情報</td> <td>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 ・火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。 臨時に発表する際は、火山活動の</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	噴火警報 (居住地域)又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。	噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報		噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。	[略]	[略]	火山現象に関する解説情報	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 ・火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。 臨時に発表する際は、火山活動の	<p>第2節 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の伝達計画</p> <p>第1、2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び伝達</p> <p>火山に関する予報・警報・情報及び気象予報・警報等の種類及び内容は、次のとおりである。 (気象業務法に基づくもの)</p> <p>火山に関する予報・警報・情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="876 667 1447 2101"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警報 (居住地域)又は噴火警報</td> <td>噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。</td> </tr> <tr> <td>噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>火山現象に関する解説情報</td> <td>噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 ・火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	噴火警報 (居住地域)又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。	噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報		噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。	[略]	[略]	火山現象に関する解説情報	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 ・火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴
種類	内容																									
噴火警報 (居住地域)又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。																									
噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報																										
噴火予報	予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。																									
[略]	[略]																									
火山現象に関する解説情報	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 ・火山の状況に関する解説情報 火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。 臨時に発表する際は、火山活動の																									
種類	内容																									
噴火警報 (居住地域)又は噴火警報	噴火に伴って生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲を明示して発表。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は噴火警報(居住地域)又は噴火警報、含まれない場合は噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報として発表。 ・噴火警報(居住地域)又は噴火警報は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。																									
噴火警報 (火口周辺)又は火口周辺警報																										
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。																									
[略]	[略]																									
火山現象に関する解説情報	噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区气象台が発表。 ・火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴																									

	<p><u>リスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</u></p> <p>・火山活動解説資料 <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</u></p> <p>・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>・噴火に関する火山観測報 <u>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表。</u></p>		<p><u>火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u></p> <p><u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある」と判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u></p> <p>・火山活動解説資料 <u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表。</u></p> <p>・月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表。</p> <p>・噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</u></p>
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</p> <p><u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p> <p><u>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発</u></p>	噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表。</p> <p><u>なお、噴火速報は以下のような場合に発表する。</u></p>

生した場合。
 ・噴火が発生した事実を確認できない場合。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
 ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。
 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

備考1、2、3 [略]

ア [略]

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生する <u>可能性が高ま</u> ってきていると予想される場合

2 気象予報・警報等の種類及びその内容

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は、次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
[略]	[略]	[略]
火災警報	市町村及び消防本部消防長	火災気象通報・火災警報伝達系統図(資料3-2-11)のとおり

備考1、2、3 [略]

ア [略]

イ 噴火警戒レベルが運用されていない火山の噴火警報・噴火予報

名称	対象範囲	キーワード	発表基準
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域 嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合

2 気象予報・警報等の種類及びその内容

(2) 伝達系統

気象予報・警報等の発表機関及び伝達系統は次のとおりである。

種類	発表機関	伝達系統
[略]	[略]	[略]
火災警報	市町村及び消防本部消防長	火災気象通報・火災警報伝達系統図(資料3-2-3)のとおり

修正理由

○ 表記の適正化

頁	現 計 画	修 正 案																				
3-3-26	<p style="text-align: center;">第7節 広報公聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="256 349 815 1256"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸国道事務所） （北上川ダム統合管理事務所）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸国道事務所） （北上川ダム統合管理事務所）	[略]	東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">第7節 広報公聴計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <table border="1" data-bbox="865 349 1423 1256"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>広報広聴活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸国道事務所） （北上川ダム統合管理事務所）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) <u>楽天モバイル(株)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	広報広聴活動の内容	[略]	[略]	東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸国道事務所） （北上川ダム統合管理事務所）	[略]	東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) <u>楽天モバイル(株)</u>	[略]	[略]	[略]
実施機関	広報広聴活動の内容																					
[略]	[略]																					
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸国道事務所） （北上川ダム統合管理事務所）	[略]																					
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	[略]																					
[略]	[略]																					
実施機関	広報広聴活動の内容																					
[略]	[略]																					
東北地方整備局 （岩手河川国道事務所） （三陸国道事務所） （南三陸国道事務所） （北上川ダム統合管理事務所）	[略]																					
東日本電信電話(株) 岩手支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株) <u>楽天モバイル(株)</u>	[略]																					
[略]	[略]																					
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に係る修正 ○ 表記の適正化 ○ 組織改編に伴う修正 																					

頁	現 計 画	修 正 案
3-3-46	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難指示及び緊急安全確保の指示（以下本節中「避難指示等」という。）を行うとともに、避難支援<u>従事者</u>の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2、3、4 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) [略]</p> <p>(7) 避難支援<u>従事者</u>の安全確保</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援<u>従事者</u>（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全の確保を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第18節 避難・救出計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民、登山者等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に注意喚起、避難指示及び緊急安全確保の指示（以下本節中「避難指示等」という。）を行うとともに、避難支援<u>等関係者</u>の安全を確保しながら、避難誘導を行う。</p> <p>2、3、4 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 実施要領</p> <p>1 避難指示等</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6) [略]</p> <p>(7) 避難支援<u>等関係者</u>の安全確保</p> <p>○ 市町村本部長は、あらかじめ定めた安全確保策に従い、避難支援<u>等関係者</u>（消防団、自主防災組織、民生委員、社会福祉施設職員等であって、避難の誘導、避難者の確認等に従事する者をいう。）の安全の確保を図る。</p>
修正理由	○ 所要の修正	

頁	現 計 画	修 正 案																																														
3-3-62	<p align="center">第25節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1" data-bbox="256 439 799 759"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 801 818 1301"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>県土整備企画室 (花巻空港事務所)</td> <td align="center">—</td> <td>空港関係 障害物の 除去</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] 	実施機関	担当業務	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕	[略]	[略]	[略]	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	県土整備企画室 (花巻空港事務所)	—	空港関係 障害物の 除去	[略]	[略]	[略]	<p align="center">第25節 廃棄物処理・障害物除去計画</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 実施機関（責任者）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 障害物除去</p> <table border="1" data-bbox="865 439 1407 759"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 801 1437 1301"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>地方支 部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県土整備部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>港湾空港課 (花巻空港事務所)</td> <td align="center">—</td> <td>空港関係 障害物の 除去</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 実施要領</p> <p>1、2 [略]</p> <p>3 障害物除去</p> <p>(1) 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ [略] ○ <u>港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国土交通省及び農林水産省に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。</u> 	実施機関	担当業務	[略]	[略]	東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕	[略]	[略]	[略]	部	課等	地方支 部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	県土整備部	[略]	[略]	[略]	港湾空港課 (花巻空港事務所)	—	空港関係 障害物の 除去
実施機関	担当業務																																															
[略]	[略]																																															
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸国道事務所〕	[略]																																															
[略]	[略]																																															
部	課等	地方支 部班	担当業務																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																													
県土整備部	県土整備企画室 (花巻空港事務所)	—	空港関係 障害物の 除去																																													
	[略]	[略]	[略]																																													
実施機関	担当業務																																															
[略]	[略]																																															
東北地方整備局 〔岩手河川国道事務所〕 〔三陸国道事務所〕 〔南三陸沿岸国道事務所〕	[略]																																															
[略]	[略]																																															
部	課等	地方支 部班	担当業務																																													
[略]	[略]	[略]	[略]																																													
県土整備部	[略]	[略]	[略]																																													
	港湾空港課 (花巻空港事務所)	—	空港関係 障害物の 除去																																													
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に係る修正 ○ 表記の適正化 ○ 組織改編に伴う修正 																																															

頁	現 計 画	修 正 案																																										
3-3-74	<p>第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="256 483 815 712"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 空港施設 [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="256 891 839 1391"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(4) 道路施設</td> <td>県土整備部</td> <td>県土整備企画室（花巻空港事務所）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	[略]	[略]	[略]	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施	(4) 道路施設	県土整備部	県土整備企画室（花巻空港事務所）	—		<p>第30節 公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画</p> <p>第1 公共土木施設</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施機関（責任者） [略]</p> <p>(1) 道路施設</p> <table border="1" data-bbox="865 483 1423 712"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 空港施設 [略]</p> <p>[県本部の担当]</p> <table border="1" data-bbox="865 891 1447 1391"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方支部班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施</td> </tr> <tr> <td>(4) 道路施設</td> <td>県土整備部</td> <td>港湾空港課（花巻空港事務所）</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当区分	国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所）	[略]	[略]	[略]	区分	部	課	地方支部班	担当業務	[略]	[略]	[略]	[略]	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施	(4) 道路施設	県土整備部	港湾空港課（花巻空港事務所）	—	
実施機関	担当区分																																											
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸国道事務所）	[略]																																											
[略]	[略]																																											
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																								
[略]	[略]	[略]	[略]	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施																																								
(4) 道路施設	県土整備部	県土整備企画室（花巻空港事務所）	—																																									
実施機関	担当区分																																											
国土交通省（岩手河川国道事務所、三陸国道事務所、南三陸沿岸国道事務所）	[略]																																											
[略]	[略]																																											
区分	部	課	地方支部班	担当業務																																								
[略]	[略]	[略]	[略]	各公共土木施設に係る被害状況調査及び応急対策の実施																																								
(4) 道路施設	県土整備部	港湾空港課（花巻空港事務所）	—																																									
修正理由	<p>○ 組織改編に伴う修正</p> <p>○ 表記の適正化</p>																																											